

令和6年度 町県民税等の納付について

令和6年度町県民税・森林環境税税額決定納税通知書をお送りしましたので、課税の基礎となる所得等の内訳をご確認いただき、ご不明な点は役場総務課税務係までお問い合わせください。

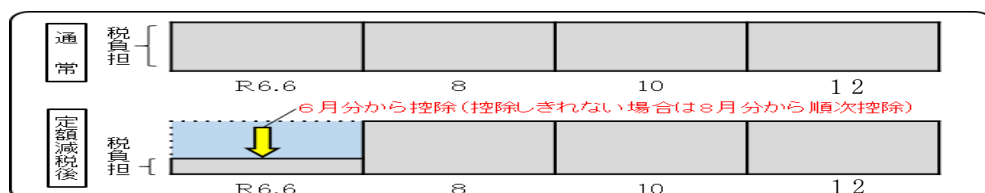
1.徴収内容の変更について

令和6年度町県民税から国税である森林環境税を併せて徴収いたします。

所得割額+均等割額(町民税 3,000 円+県民税 1,500 円)+森林環境税(国税)1,000 円

2.町県民税の定額減税について

急激な物価上昇に対応し、可処分所得の増加につなげるため、個人町県民税所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。



3.納期と納期限

納期(納期月)	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)	第4期(12月)
納期限及び口座振替日	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(木)	12月26日(木)

4.納付場所・納付方法

○コンビニエンスストア・金融機関で納付してください

納税通知書に記載されている注意事項をご確認いただき、コンビニエンスストアまたは納税通知書裏面記載の金融機関の支店・支所及び全国の地方税統一2次元コード対応金融機関で各納期限までに納付してください(手数料はかかりません)。

○電子納付について

納税通知書に印字しているeL-QR(地方税統一QRコード)を使って、スマートフォン決済アプリからも直接納付していただけます。※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

○口座振替をご希望される方

手続きには、口座の照合や届出印の確認などが必要となりますので、納期限に間に合うよう、希望される方は、役場総務課収納推進係又は町内金融機関へ早めに「町税等口座振替依頼書」の提出をお願いします。

第1期分の口座振替の依頼は、6月20日(木)までに お願いします。

(ゆうちょ銀行の場合は、手続きに時間がかかるため、第2期9月2日納期限からの振替となります。)

5.町県民税の納税義務のある方

○令和6年1月1日現在、坂城町に住所(生活の本拠)を有する方。

○坂城町に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、坂城町に住所のない方。

～ お問い合わせ先 坂城町役場総務課 ～

町県民税に関することは**税務係** / 口座振替、納付に関することは**収納推進係**

電話【代表】0268(82)3111 【直通】0268(75)6206

裏面もご覧ください。



町県民税の算出について(税額決定納税通知書)

『均等割額』+『森林環境税』+『所得割額』=『年税額』



- 1) 均等割額 町民税 3,000 円 + 県民税 1,500 円 = 4,500 円 2) 森林環境税(国税) 1,000 円
3) 所得割額 前年中の所得に応じて算出されます。

[(所得金額 - 所得控除額) × 税率] - 調整控除額 - 税額控除額 - 定額減税額 = 所得割額

- ① 所得金額は、前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入から必要経費や給与所得控除などを差し引いたものです。複数の所得がある場合はそれらを合計します。
② 所得控除額は、納税者に扶養親族等がいる(配偶者控除、扶養控除)、社会保険料の支払額がある(社会保険料控除)など、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引く金額です(生命保険料控除、地震保険料控除等)。
③ 税率は町民税 6%、県民税 4% です。 ※各種控除額等は通知書の裏面をご覧ください。

○次の方は、非課税となります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ・障害者、未成年者(平成 18 年 1 月 3 日以後生)、寡婦、ひとり親で前年中の所得 135 万円以下の方。

均等割額及び所得割額がかからない方

- 1) 均等割額がかからない方 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人

扶養親族・同一生計配偶者のいない人 …… 合計所得金額が 380,000 円

扶養親族・同一生計配偶者のいる人

{ 280,000 円 × (扶養親族 + 同一生計配偶者 + 1) } + 168,000 円 + 100,000 円 以下の方

(例 1) 扶養親族が 1 名の場合

[280,000 × (1 + 1)] + 168,000 + 100,000 = **828,000 円以下**の方は均等割額がかかりません。

- 2) 所得割額がかからない方 前年中の総所得金額等が次の金額以下の人

扶養親族・同一生計配偶者のいない人 …… 合計所得金額が 450,000 円

扶養親族・同一生計配偶者のいる人

{ 350,000 円 × (扶養親族 + 同一生計配偶者 + 1) } + 320,000 円 + 100,000 円 以下の方

(例 2) 扶養親族が 1 名の場合

[350,000 × (1 + 1)] + 320,000 + 100,000 = **1,120,000 円以下**の方は所得割額がかかりません。

よくあるご質問

☆パート収入(95 万円)だけで所得税は課税されていなくて、扶養になっていますが、町県民税の納税通知書が届きました。なぜでしょう？



収入が 103 万円以下の方は、所得税の計算では課税がなく、扶養親族(被扶養者)になれます。

町県民税では、上記「均等割額及び所得割額がかからない方」の「1) 均等割額がかからない方」の範囲でなければ、均等割額がかかります。

パート収入が 95 万円なので、給与所得控除の金額は 55 万円です。所得は 40 万円となります。38 万円を超えているため、均等割額 5,500 円を納税していただくことになります。

◇昨年は均等割額だけでしたが、今年は所得割額が加算されましたがどうしてですか？



町県民税は所得に応じての課税となります。所得は、その年によって多かったり少なかったりすることがありますので、同様の条件でない場合は、比較が困難です。

また、控除額(扶養控除、社会保険料控除等)の増減により、所得割額がかからない基準を超えたため、所得割額が課税となることも考えられます(上記「均等割額及び所得割額がかからない方」の「2) 所得割額がかからない方」)。